

ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備に関する意見書

ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備については、企業立地の促進や雇用の確保など地域創生に取り組むため、兵庫県企業庁と三木市は共同で新たな産業団地整備に関する基本合意書を、令和3年5月24日付で締結した。

一方、兵庫県では令和5年9月の県政改革審議会において、今後本格化する地域整備事業会計の企業債償還が課題であるとの指摘がなされた。それを受けて兵庫県企業庁経営評価委員会では、地域整備事業会計の収支見通し等を検証するとともに、今後の地域整備事業のあり方の検討を重ね、令和6年2月2日に「地域整備事業のあり方検討についての報告書」を知事に提出された。これを踏まえて、兵庫県では、個別事業のあり方について検討を進めることとしている。

ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備は、山陽自動車道三木東インターチェンジに近い優れた立地特性を生かした新たな産業の企業立地が期待できる。さらに、市民の働く場の創出など地域の魅力を高める取り組みとして三木市総合計画にも位置づけられた、三木市の活性化にとって大変重要な事業であり、ひいては北播磨地域や県全体の産業の発展や県民生活の向上など、躍動する兵庫の実現に大きく寄与するものである。

よって、兵庫県においては、ひょうご情報公園都市第2期の産業団地整備のあり方を決定されるにあたって、地元市など関係者の意見を丁寧かつ十分に聞くとともに、産業の基盤となる新たな産業団地の整備が確実に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月7日

兵庫県知事 様

三木市議会議長 松原久美子